

厚 第 2 5 5 5 号  
平成27年12月28日

各保健福祉センター所長 様

健康福祉部長  
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
施行規則における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について  
(生活保護関係事務)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）におけ  
る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番  
号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2  
条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認  
める書類、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項（以下「個人番号利用  
事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、法別表第1の15の項の主務  
省令で定める事務に関して、下記のとおり定めることとし、平成28年1月1  
日から適用する。

→ 〈法別表第1の15の項〉

生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の  
返還又は徴収金の徴収に関する事務

## 記

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める  
書類等を定める件」（平成27年国税庁告示第2号）別表（以下「国税庁告示別  
表」という。）第一欄に掲げる規定の同第二欄に掲げる内容に関して、個人番号  
利用事務実施者が適当と認める書類等を同第三欄に掲げるとおりとする。